

日本ソフトボール協会 公式記録員規定

(目的)

第1条 本規定は、(財)日本ソフトボール協会記録委員会規則第5条第3号の規定により、本協会及び支部(支部連合を含む)が主催・主管する大会の記録において記録の公正且つ正確を期するため、公式記録員制度の設置並びに認定等について必要な事項を定めるものとする。

(公式記録員の種別と任務)

- 第2条** 公式記録員の種別は、第1種公式記録員、第2種公式記録員及び第3種公式記録員とする。
- 2 第1種公式記録員は、記録、集計に練達可能な技術と、豊かな見識を持ち、本規定に定める手続きを経て、資格を付与された者をいい、原則として全国大会の記録の任に当たる。
 - 3 第2種公式記録員は、熟達した技術と、豊かな見識を持ち、本規定に定める手続きを経て、資格を付与された者をいい、原則として支部連合又は支部が主催・主管する大会の記録の任に当たる。
 - 4 第3種公式記録員は、記録業務に対する情熱と、豊かな見識を持ち、本規定に定める手続きを経て、資格を付与された者をいい、支部が主催・主管する大会の記録業務に携わる。
 - 5 チームの登録スコアラーで試合中ベンチに入ることができるものは、公式記録員の有資格者とする。

(公式記録員認定委員会、認定方法)

- 第3条** 第1種公式記録員の認定については、記録委員会委員長、副委員長、委員をもって認定委員会を構成し、支部連合からの要請があったときは認定委員を派遣して認定会を実施し、次の各号に定める事項について総合的に審査しその適否を決定する。
- 一 スコアカードの記録と集計
 - 二 ルールに関する事項
 - 三 所属支部長の内申書
 - 四 服装
- (本条各号に定める事項は、第2種、第3種公式記録員の認定について準用する。)
- 2 第2種公式記録員の認定については、前項に規定する認定委員のうちから1名が認定委員長となり支部連合記録委員長、同理事長の協力により認定会を行う。
 - 3 第3種公式記録員の認定については、支部協会記録委員長が認定委員長となり当該支部理事長の協力により認定会を行う。

(認定報告書)

第4条 各認定委員会は、前条により公式記録員として認定したときは、別に定める様式により本協会会長に認定報告書を提出するものとする。

(公式記録員証等の交付)

第5条 本協会会長は、前条の報告書に基づき所属支部長を通じ公式記録員証及びバッジを交付する。

(公式記録員の登録)

- 第6条** 公式記録員証を交付された者は、所属支部長を通じて、毎年公式記録員として登録しなければならない。
- 2 公式記録員に登録された者は、本協会会長より所属支部長を通じて、その年度のワッペンが交付される。ワッペンは、左胸部に佩用するものとする。

(公式記録員の異動)

第7条 公式記録員が、その所属支部を異動したときは、新旧支部長を通じて本協会会長にその旨届け出なければならない。

次ページへ続く

(認定会参加資格)

- 第 8 条** 第1種公式記録員認定会への参加資格は、第2種公式記録員の資格を取得して2年以上経過し且つ所属支部長の推薦を得た者でなければならない。
- 2 第2種公式記録員認定会への参加資格は、第3種公式記録員の資格を取得して1年以上経過し且つ所属支部長の推薦を得た者でなければならない。
- 3 第3種公式記録員認定会への参加資格は、オフィシャル・ルールに精通し、支部で記録の業務に従事し、且つ当該所属支部長の推薦を得た者でなければならない。

(認定会参加手続き)

- 第 9 条** 前条に規定する資格を有するものが当該認定会に参加しようとするときは、その所属支部長に別に定める様式による認定会申込書で申し込まなければならない。
- 2 支部長は、前項の認定会申込書を受理したときは、その参加資格を審査し、適当と認める者に対しては、申込書に内申事項を記載し、認定会参加者名簿を添えて認定委員へ提出するものとする。

(公式記録員の資格の喪失)

- 第10条** 公式記録員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。
- 一 第6条による登録をしなかったとき。
 - 二 公式記録員証を受けてから1年以内に登録しなかったとき。
 - 三 大会委嘱を受けたにもかかわらず特別の事由がなくその任に当たらなかったとき。
 - 四 第7条の届出をしなかったとき。
 - 五 公式記録員として任務遂行上不適格であると支部長が認め、記録委員会が承認したとき。

(終身記録員)

- 第 11 条** (財)日本ソフトボール協会は、公式記録員として永年尽力し、その功労(積)顕著な者に対して現役から退いたとき記録委員会の議を経て、終身記録員の称号とバッヂを贈ることができる。

(改廃)

- 第 12 条** 本規定は、本協会理事会の議を経て改廃することができる。

付則 昭和55年 1月19日 より施行する
昭和58年11月16日 より施行する
平成 4年 4月 1日 より施行する
平成 9年 4月 1日 一部改正
平成12年 4月 1日 一部改正

以上